

福井県福祉・介護職員処遇改善支援事業補助金交付取扱要領（案）

（趣旨）

第1条 福井県福祉・介護職員処遇改善支援事業補助金（以下、「補助金」という。）の交付に関しては、予算の範囲内において交付するものとし、その交付に関しては、「令和5年度福祉・介護職員処遇改善支援事業の実施について」（令和6年2月8日障発0208第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）、「福井県財務規則」（以下、「財規」という。）、「福井県補助金等交付規則」（以下、「規則」という。）および「障がい福祉課所管補助金交付要綱」（以下、「要綱」という。）の規定によるほか、この要領の定めるところによる。

（目的）

第2条 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定での対応を見据えつつ、福祉・介護職員の人材確保という喫緊の課題に対応するため、賃上げに必要な財政措置を早急に講じる観点から、令和6年2月から5月までの間、福祉・介護職員の賃金を2%程度（月額平均6千円相当）引き上げるための措置を実施することを目的とする。

（定義）

第3条 この要領において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「障害福祉サービス等事業所等」とは、別紙1に定める事業所・施設をいう。
- (2) 「障害福祉サービス等事業者等」とは、障害福祉サービス等事業所等を運営する法人をいう。
- (3) 「障害福祉サービス等報酬」とは、障害福祉サービス等事業所等に対してサービス提供の対価として支払われる報酬をいう。
- (4) 「福祉・介護職員等」とは、障害福祉サービス等事業所等に勤務する福祉・介護職員とその他の職員（福祉・介護職員以外の職員）をいう。

（補助金の額）

第4条 補助金の額は、令和6年2月から令和6年5月までの交付対象期間のサービス提供に係る障害福祉サービス等報酬に一定の率を乗じて得た額とする。

2 各月分の補助額は、以下のとおり決定する。

補助額＝ア×イ（1円未満の端数切り捨て）

ア 一月当たりの障害福祉サービス等報酬総額

イ サービス類型別交付率（別紙1表1）

なお、アについて、令和6年2月分以降の報酬の額に誤りがあり、過誤調整を実施した場合は、当該過誤調整分を含む（令和6年1月サービス分以前の過誤調整分は含まない）。また、障害福祉サービス等報酬の月遅れ請求等があった場合、当該請求に係る交付額の支給を2か月間対応する。その際、令和6年7月末日までに生じ、令和6年8月10日までに審査支払機関により受け付けられた過誤調整については、交付額に反映させることと

する。

- 3 補助額の根拠となる毎月の障害福祉サービス等報酬総額は、補助対象事業者が国保連へ送付した請求情報に基づくこととする。

(対象事業所および対象者)

第5条 対象事業所および対象者は、次の各号に掲げる者とする。

(1) 対象事業所

福井県内に所在する障害福祉サービス等事業所等であり、かつ別紙1表1に掲げるサービス類型の施設・事業所であって、交付対象期間の各月において、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算（以下「ベースアップ等加算」という。）を算定しており、かつ「(3) 賃金改善等の要件」を満たすものとする。

ただし、ベースアップ等加算の算定に必要な準備・届出等が間に合わない場合に限り、令和6年2・3月はベースアップ等加算を算定していなくてもよいものとし、令和6年4月からベースアップ等加算を算定していれば、本事業の対象とする。また、第6条の計画書の提出時点で令和6年5月までに廃止・休止となることが明らかになっている施設・事業所は、本事業の対象外とする。

なお、指定基準上、福祉・介護職員が配置されていない、別紙1表2に掲げる地域相談支援および計画相談支援については、本事業の対象外とする。

(2) 対象者

本事業による賃金改善の対象者は、本事業の対象となる施設・事業所に勤務する福祉・介護職員とする。施設・事業所において、福祉・介護職員以外の職員を改善の対象に加えることも可能とする。その際、本事業が福祉・介護職員の処遇改善を目的とするものであることを十分に踏まえた上で、賃金改善を実施するものとする。本事業の対象となる福祉・介護職員は、福祉・介護職員処遇改善加算およびベースアップ等加算と同様に次のいずれかの職種とする。

ホームヘルパー、生活支援員、世話人、職業指導員、地域移行支援員、就労支援員、夜間支援従事者、共生型障害福祉サービス等事業所および特定基準該当障害福祉サービス等事業所に従事する介護職員、就労定着支援員（※1）、地域生活支援員（※1）

（※1）就労定着支援員および地域生活支援員は令和6年4月から対象とする。

（※2）各施設・事業所の人員基準において置くべきこととされている従業者の職種に限らず、上記の対象職種に該当する従業者は対象となること。

（※3）上記の他、各施設・事業所の人員基準において置くべきこととされていないが、福祉・介護職員と同様に、利用者への直接的な支援を行うこととされ、その配置を報酬上の加算として評価されている以下の職員については対象に含めて差し支えないこととする。

①就労継続支援A型の「賃金向上達成指導員」（賃金向上達成指導員配置加算）

②就労継続支援B型の「目標工賃達成指導員」（目標工賃達成指導員配置加算）

(3) 下記のア～エの賃金改善等の要件を満たしていること

ア 賃金改善の実施

本事業の対象となる施設・事業所を運営する障害福祉サービス事業者または障害者支援施設（以下「障害福祉サービス等事業者等」という。）は、交付額に相当する福祉・介護職員等（福祉・介護職員以外のその他の職員を賃金改善の対象としている施設・事業所については、その他の職員を含む。以下同じ。）の賃金（基本給、手本給、手当、賞与等（退職手当を除く。以下同じ。）を含む。）の改善（以下「賃金改善」という。）を実施しなければならない。

イ 賃金改善の開始時期

障害福祉サービス等事業者等は、原則として、令和6年2月分の賃金から賃金改善を実施しなければならない。ただし、賃金計画の変更に時間を要する等、やむを得ない場合は、令和6年2月分の賃金改善に限り、令和6年3月分と一括して行うこととしても差し支えない。

ウ 賃金改善の方法

賃金改善は、基本給、手当、賞与等のうち対象とする賃金項目を特定した上で行うものとする。その際、障害福祉サービス等事業者等は、特定した賃金項目を含め、交付金の交付対象期間において、前年同時期と比較し、賃金改善の対象とした職員の平均的な賃金水準（賃金の高さの水準をいう。以下同じ。）を低下させてはならない。また、令和6年6月以降においても、本事業により講じた賃金改善の水準を維持すること。

また、障害福祉サービス等事業者等は、福祉・介護職員の安定的な処遇改善に向け、本事業による賃金改善が賃上げ効果の継続に資するよう、令和6年4・5月分の交付額の3分の2以上の賃金改善を、基本給または決まって毎月支払われる手当（以下「基本給等」という。）の引上げにより行わなければならない。その際、令和6年6月以降の福祉・介護職員処遇改善加算等の制度の見直しによる加算率の引上げを見据え、賃金改善の方法としてはベースアップ（賃金表の改訂により基本給等の水準を一律に引き上げること。以下同じ。）を基本とする。また、障害福祉サービス等事業者等が本交付金による賃金改善の対象とする福祉・介護職員・その他の職員について、それぞれの区分毎に、賃金改善額の3分の2以上を基本給等に充てるよう努めること。

なお、基本給等の引上げについては、就業規則・賃金規程等（以下「就業規則等」という。）の改訂に時間を要する場合があることを踏まえ、令和6年4月分からの実施で差し支えないこととしているが、就業規則等の改訂が間に合うのであれば、令和6年2月分の賃金から、基本給等の引上げに努めること。

エ その他の要件

① 賃金改善方法の周知について

障害福祉サービス等事業者等は、当該施設・事業所における賃金改善を行う方法等について第6条の福祉・介護職員処遇改善計画書を用いて職員に周知するとともに、就業規則等を改訂した場合には、その内容についても職員に周知しなければならない。

また、職員から福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金に係る賃金改善に関する

照会があった場合には、当該職員に係る賃金改善の内容について、書面を用いる等の方法で分かりやすく回答すること。

② 労働法規の遵守について

障害福祉サービス等事業者等は、福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金の目的等を踏まえ、労働基準法等の労働法規を遵守しなければならない。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付の申請をしようとする者（以下、補助事業者という。）は、補助金交付申請書（様式第1号）を県が指定する期限までに福祉・介護職員処遇改善計画書（福祉・介護職員処遇改善支援補助金分）（以下、計画書という。）（別紙様式2）および必要書類（「県税の納税状況の確認について」および「税務署が発行する納税証明書（未納の税額がないことの証明）」を添えて知事に提出しなければならない。なお、計画書には、次のアからエまでに掲げる事項について、記載すること。

ア 福祉・介護職員処遇改善支援補助金の見込額

交付対象期間における福祉・介護職員処遇改善支援補助金の見込額をいう。

イ 賃金改善の見込額

賃金改善に要する費用の見込額（当該賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分を含むことができる。）の総額であって、アの額以上となる額をいう。

ウ 基本給等による賃金改善の見込額等

イのうち、令和6年4・5月分の賃金改善の見込額および基本給等の引上げによる賃金改善の見込額であって、福祉・介護職員とその他の職員ごとの総額をいう。ただし、基本給等の引上げによる賃金改善の見込額が令和6年4・5月分の補助金の見込額の3分の2以上となるようにすること。

エ 賃金改善を行う賃金項目および方法

賃金改善を行う賃金項目（増額もしくは新設したまたはする予定である給与の項目の種類（基本給、手当、賞与等）等）、賃金改善の実施時期（原則として令和6年2月）や対象職員、一人当たりの平均賃金改善見込額をいい、当該事項について可能な限り具体的に記載すること。また、ベースアップの見込みを記載すること（賃金改善はベースアップを基本とすることに留意）。

2 補助事業者は、計画書の提出に当たり、計画書のチェックリストを確認するとともに、記載内容の根拠となる資料および以下の書類を2年間保管し、知事から求めがあった場合には速やかに提示しなければならない。

ア 労働基準法（昭和22年法律第49号）第89条に規定する就業規則（賃金・退職手当・臨時の賃金等に関する規程を就業規則と別に作成している場合には、それらの規程を含む。）

イ 労働保険に加入していることが確認できる書類（労働保険関係成立届、労働保険概算・確定保険料申告書等）

(補助金の交付決定条件)

第7条 補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、速やかに県の承認を受けなければならない。
- (2) 事業を中止し、または廃止する場合には、速やかに県の承認を受けなければならない。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合または事業の遂行が困難となった場合には、速やかに県に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 事業に係る収入および支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入および支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿および証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止または廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

（補助金の変更交付申請）

第8条 補助事業者は、補助金交付決定後に補助事業内容等を変更する場合には、補助金交付変更申請書（様式第3号）を県が指定する期限までに関係書類を添えて知事に提出しなければならない。ただし、要綱に定める軽微な変更および補助金交付決定額の20%以内の減額による変更の場合は、この限りではない。

（交付決定の取り消し）

第9条 知事は、補助事業者またはその役員が次の各号のいずれかに該当する場合には、補助金の交付の決定の全部または一部を取り消すことができる。なお、複数の障害福祉サービス等事業所等を有し、一括して計画書を作成している場合、当該障害福祉サービス等事業所等の指定権者間において協議し、必要に応じて監査等を連携して実施することとする。

- (1) 福祉・介護職員処遇改善支援補助金の補助額に相当する賃金改善が行われていない、賃金水準の引下げを行いながら、特別事情届出書の届出が行われていない、労働法規を遵守していない等、令和5年度福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金実施要綱および要領に記載の要件を満たさない場合
- (2) 交付決定の条件に反した場合
- (3) 虚偽または不正の手段により補助金を受けた場合
- (4) 労働基準法、労働災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令の違反により罰金刑以上の刑に処せられた場合
- (5) 第15条の規定による知事の指示に従わなかったときまたは検査を拒み、忌避し、もしくは妨げたとき

2 前項の規定により、補助金の交付の決定の全部または一部を取り消した場合にあっては、知事は、当該取消しに係る部分に関し既に交付した補助金の返還を命ずるものとする。

（変更の届出）

第10条 補助事業者は、計画書に変更（次の各号のいずれかに該当する場合に限る。）があった場合には、知事に対し、変更届出書（別紙様式4）により、変更の届出を行わなければならない。

(1) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）の規定による吸収合併、新設合併等により、計画書の作成単位が変更となる場合

※当該事実発生までの賃金改善の実績および承継後の賃金改善に関する内容が分かる資料を添付すること

(2) 複数の障害福祉サービス等事業所等について一括して申請を行う事業者において、当該申請に係る障害福祉サービス等事業所等に変更（廃止等の事由による。）があった場合

※別紙様式 2-1 の 2 および別紙様式 2-2 を添付すること

(3) 就業規則を改訂（福祉・介護職員の処遇に関する内容に限る。）した場合

※当該改訂の概要が分かる資料を添付すること

(特別事情届出)

第 11 条 補助事業者は、事業の継続を図るために、職員の賃金水準（加算による賃金改善分を除く。以下において同じ。）を引き下げた上で賃金改善を行う場合には、知事に対し、次のアからエまでに掲げる事項について、記載した特別事情届出書（別紙様式 5）を届け出なければならない。

ア 福祉・介護職員処遇改善支援補助金の交付を受けている障害福祉サービス等事業所等の法人の収支（障害福祉サービス事業による収支に限る。）について、サービス利用者数の大幅な減少等により経営が悪化し、一定期間にわたって収支が赤字である、資金繰りに支障が生じる等の状況にあることを示す内容

イ 福祉・介護職員等の賃金水準の引下げの内容

ウ 当該法人の経営および福祉・介護職員等の賃金水準の改善の見込み

エ 福祉・介護職員等の賃金水準を引き下げることに適切に労使の合意を得ていること等の必要な手続きに関して、労使の合意の時期および方法 等

(補助金の実績報告)

第 12 条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、補助金完了実績報告書（様式第 6 号）を県が定める期限までに福祉・介護職員処遇改善実績報告書等（以下、実績報告書という。）

（別紙様式 7）および必要書類を添えて知事に提出し、2 年間保存しなければならない。

実績報告書には、次のアからオまでに掲げる事項について、記載すること。

ア 福祉・介護職員処遇改善支援補助金の総額

イ 賃金改善所要額

各障害福祉サービス等事業所等において、賃金改善実施期間における賃金改善に要した費用（当該賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分に充当した場合は、その額を含む。）の総額であって、アの額以上の額を記載する。

ウ 基本給等による賃金改善所要額等

イのうち、令和 6 年 4・5 月分の賃金改善所要額および基本給等の引上げによる賃金改善所要額であって、福祉・介護職員とその他の職員ごとの総額をいう。ただし、基本給等の引上げによる賃金改善額が令和 6 年 4・5 月分の補助金の総額の 3 分の 2 以上となるようにすること。

エ 賃金総額等

以下の①②を記載する。ただし、①の額は②の額以上であること。

①令和6年2月から5月の処遇改善支援補助金を除いた賃金の総額

②令和5年2月から5月の賃金の総額

オ ベースアップの実施

ベースアップの実施有無およびベースアップ率等を記載すること（賃金改善はベースアップを基本とすることに留意）。

（補助金の交付）

第13条 補助金の交付は、障害福祉サービス等事業者等の単位で行うものとする。

2 知事は特に必要と認める場合は、概算払にて補助金を交付するものとする。

3 補助事業者は、交付先の口座情報を債権債務者申請書（様式第8号）にて届けなければならない。

（補助金の請求）

第14条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、規則第15条の規定に基づき、補助金交付請求書（様式第9号）を知事に提出しなければならない。

（過誤調整等）

第15条 知事は、補助金を交付した後、補助金の額に過誤等が生じた場合には、既に支給した補助金の一部もしくは全部の返還を命じ、または、追加交付を行うものとする。ただし、追加交付を行うことができるのは、令和6年7月末までに生じ、令和6年8月10日までに国保連により受け付けられたものとする。

（指示および検査）

第16条 知事は、補助事業者に対し、必要な指示をし、または書類、帳簿等の検査を行うことができる。

（その他）

第17条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定めることができる。

附則 この要綱は、令和6年3月11日から施行する。

別紙 1

表 1 福祉・介護職員処遇改善支援補助金対象サービス

サービス区分	交付率
居宅介護	1.6%
重度訪問介護	1.6%
同行援護	1.6%
行動援護	1.6%
重度障害者等包括支援	1.6%
生活介護	0.8%
施設入所支援	1.6%
短期入所	1.6%
療養介護	1.6%
自立訓練（機能訓練）	0.9%
自立訓練（生活訓練）	0.9%
就労移行支援	0.7%
就労継続支援 A 型	0.7%
就労継続支援 B 型	0.7%
就労定着支援	0.7%
自立生活援助	0.7%
共同生活援助（介護サービス包括型）	1.1%
共同生活援助（日中サービス支援型）	1.1%
共同生活援助（外部サービス利用型）	1.1%
児童発達支援	1.1%
医療型児童発達支援	1.1%
放課後等デイサービス	1.1%
居宅訪問型児童発達支援	1.1%
保育所等訪問支援	1.1%
福祉型障害児入所施設	2.1%
医療型障害児入所施設	2.1%

注 1 障害者支援施設が行う日中活動系サービスは、各サービスと同じ交付率を適用する。

注 2 就労定着支援および自立生活援助は令和 6 年 4 月から適用する。

表 2 福祉・介護職員処遇改善支援補助金非対象サービス

サービス区分	交付率
計画相談支援、地域相談支援（移行）、地域相談支援（定着）、障害児相談支援	0%